

大学院・国立保健医療科学院等の課程及び提供科目を基本プログラムの全部または一部ととみなすことについて【平成 29 年度申請分審査結果】

平成 30 年 6 月 24 日

「基本プログラムにおける大学院・国立保健医療科学院等の課程及び提供科目の扱いに関する要項（参考資料）」に基づき、下記の通り、大学院・国立保健医療科学院等の課程及び提供科目を基本プログラムの全部または一部ととみなす。

要項 1－（2）に基づくもの（全体認定）

1. 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科修士課程 修士（公衆衛生学、MPH）
2. 北海道大学 大学院医学院医科学専攻修士課程公衆衛生学コース

要項 2 に基づくもの（全体認定）

1. 国立保健医療科学院 専門課程 I 保健福祉行政管理分野分割前期（基礎）
2. 産業医健大学 産業医学基本講座

要項 3 に基づくもの（科目認定）

1. 佐賀大学

佐賀大学医学系研究科博士課程のうち、「予防医学特論」、「データ処理解析法」、「疫学・調査実験法」、「環境医学特論」、「国際保健・災害医療」5 科目すべての修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」、「環境・産業保健」、「健康危機管理」3 科目すべての修了に相当する。

2. 浜松医科大学

浜松医科大学大学院医学系研究科博士課程（医学専攻）のうち、「疫学方法論」1 科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」1 科目の修了に相当する。

3. 東京医科大学

東京医科大学大学院博士課程のうち、「臨床疫学・医療統計学」1 科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」1 科目の修了に相当する。

4. 東邦大学

東邦大学医学研究科博士課程のうち、

- (1) 「疫学特論」1 科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」1 科目の修了に相当する。
- (2) 「衛生学特論」、「環境社会医学コース」、「医療政策経営科学特論 I」3 科目すべての修了が、基本プログラム「公衆衛生総論」、「保健医療政策」、「環境・産業保健」3

科目すべての修了に相当する。

## 5. 東京医科歯科大学

東京医科歯科大学大学院 修士課程 医歯理工学専攻 医療管理政策学（MMA）コースのうち、

- (1) 「医学概論」、「医療提供政策論」2科目の修了が、基本プログラム「公衆衛生総論」1科目の修了に相当する。
- (2) 「医療提供政策論」、「医療と社会の安全管理」2科目の修了が、基本プログラム「保健医療政策」1科目の修了に相当する。
- (3) 「健康情報データベースと統計分析」1科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」1科目の修了に相当する。
- (4) 「Behavioral sciences」1科目の修了が、基本プログラム「行動科学」1科目の修了に相当する。
- (5) 「医療と社会の安全管理」1科目の修了が、基本プログラム「健康危機管理」1科目の修了に相当する。

注) なお、要項1－(1)に基づき、公衆衛生の専門職大学院は、申請なしに基本プログラム提供機関とし、MPHプログラム修了相当\*1をもって、基本プログラム全体の修了とみなす。（\*1：博士課程等で同等の講義群を修了した場合も含む。）

また、要項1－(2)に基づき、公衆衛生の専門職大学院以外であっても、公衆衛生の専門職大学院の認証評価に相当する評価で適合とされている場合には、申請なしに基本プログラム提供機関と認め、MPHプログラム修了相当をもって、基本プログラム全体の修了とみなす。

(参考資料)

基本プログラムにおける大学院・国立保健医療科学院等の課程及び提供科目の扱いに関する要項

1. MPH（公衆衛生修士（専門職）または修士（公衆衛生学））学位プログラムを提供している大学院

- (1) 公衆衛生の専門職大学院は、基本プログラム提供機関とし、MPHプログラム修了相当\*1をもって、基本プログラム全体の修了とみなす。（\*1：博士課程等で同等の講義群を修了した場合も含む。）
- (2) 上記以外の大学院の場合\*2、申請・シラバス提供により判断し、適切と認められる場合には、基本プログラム提供機関と認め、MPHプログラム修了相当をもって基本プログラム全体の修了とみなす。（\*2：ただし、公衆衛生の専門職大学院の認証評価に相当する評価で適合とされている場合には、申請・シラバス提供がなくとも、基本プログラム提供機関とする。）

2. 国立保健医療科学院については、該当する研修コースについて1－(2)に準じて扱う。また、MPH（公衆衛生修士（専門職）または修士（公衆衛生学））以外の社会医学系関連学位プログラムを提供している場合や、産業医科大学産業医学基本講座も、1－(2)に準じて扱う。
  3. 1、2以外で、大学院または国立保健医療科学院等の授業科目・研修履修を基本プログラムの科目として認定する場合
    - 1) 各機関からの申請・シラバス提供により、科目として適切かどうか判断する。
    - 2) 適切と判断された場合、同科目の履修証明（科目等履修生を含む）をもって、当該科目の修了と認定する。
- ※1－(2)、2、3に係る申請については、様式1を使用のこと。